

仕様書(案)に対する各省共済組合からのご意見・ご要望等一覧

緑欄は現在対応or確認中

2025年8月25日
短期委員会

番号	対象	修正・ご要望内容	対応内容	結果		7/31 法研回答	8/13 法研回答	8/22 結果	組合名
1		接続図照会	接続図案の提供	確認完了					連合会職員共済組合
2	別紙3	システム利用台数1→5、標準共済システムとの端末共存…無→有	調整中	調整中 →7/28 法研 ご要望通り修正済(標準共済システムとの共存端末0→5) 念のため、全てのシステム利用端末で標準共済システムを共存するという認識でよいかご担当者様にご確認いただけますでしょうか。 また、別紙4のシステム利用台数も1→5台に修正しました。	確認完了				連合会職員共済組合
3	仕様書	事故防止を抑制する文言の追加	受け入れ	4(1)②才に下記を追加 我が国の国益を損なう他国の諜報活動、情報収集活動に協力義務を負わされていないこと。 本契約の履行に当たりトラブル(情報漏洩等)が判明した場合、他国による保護によらず、発注者又は捜査機関等に協力すること。	確認完了				会計検査院共済組合
4	仕様書P8の7受託者の条件(2)	「…全省庁統一資格」	カッコを削除	修正完了					会計検査院共済組合
5	仕様書の4(1)①エ	令和2年度に係る契約は	令和7年度に係る契約は	修正完了					裁判所共済組合ほか
6	別紙3	システム利用台数1	別紙3受領	→7/28 法研 ご要望通り修正済 →7/28 法研 以下のように要望内容を2つに分割し対応しました。 ①本調達で、GSS対応アプリをGSS端末にインストールすることになりそうですが、デジタル庁の審査はインストール版(正式版)リリース後に省庁対応となるため、スケジュール的に厳しいのではと思われます。 →調達仕様書②エに以下の記載を追記しました →GSS端末へインストールするアプリケーションは適用が必要な時期の1か月前には対象の共済組合へ連携し、デジタル庁による事前審査を実施する ※アプリケーションの提供時期を1か月としたのは、総務省共済組合様がGSS端末に移行後に弊社から提供したレセプト管理システムのバージョンアップ資料の事前調査に半月程度かかること共済担当者様より伺っているため ②「別途協議」とありますが、全体スケジュールに影響がでた場合の費用負担は該当省庁のみになるのか等、方向性についてご教示願います。 →以下の内容を総務省様に回答していただきますようよろしく願いいたします。 スケジュールへの影響の原因が、システムに起因するものなのか、GSS端末側の設定に起因するものなのか切り分けを行った上で費用負担がどうなるのか、都度協議させていただければと思います。	確認完了	7/31 後日回答	8/13 ①について 調達仕様書②エの記載を以下のように修正しました。 →GSS端末へインストールするアプリケーションは適用が必要な時期の(1→3)か月前には対象の共済組合へ連携し、デジタル庁による事前審査を実施する デジタル庁様でのGSS基準を満たしたアプリケーションの審査期間が現状読めないため、具体的な根拠とはなりません、一般的に3ヵ月程度あれば審査が通ると想定しました。 ②について 調達仕様書②エの記載を以下のように修正しました。 なお、その他デジタル庁から要求される要件に対応する場合、スケジュール、費用については(別途協議→短期委員会との協議を行うものとする。 GSS端末の仕様については、ご指摘の通り事前に公開されていますので新システムへの更改時には開発段階からの対応(②エに記載の項目への対応)いたしますが、今後アプリを更新する際にGSS端末側の設定上どうしてもスケジュール等に影響が発生する場合は短期給付委員会様と協議させていただいた上で費用負担が全体か、該当省庁のみになるか決定させていただければと考えております。	8/22 これ以上の照会なしと回答有	総務省
7									
8	別紙3	本省支部システム利用台数1→0	別紙3受領	調整中 →7/28 法研 ご要望通り修正済	確認完了				刑務共済
9	別紙4	システム利用台数を各年度10に修正	別紙4受領	調整中 →7/28 法研 ご要望通り修正済	確認完了				刑務共済
10	仕様書(案) 4 (3)④ア「移行対象データ」について	(質問) ●移行対象データが列挙されている一方で「必要に応じて現行のシステムからデータにて出力することも可能。」と記載されており、これは現行のシステムに保存されている全てのデータ等が新システムにて出力できるということでしょうか。 (意見) ●移行対象外データが現行のシステムにて存在する場合は、その存在する各共済組合に移行対象外データを提示し協議の上、移行要否の判断を行う。 ●備考 移行対象外データの有無、量、容量等が不明であり、また、協議、移行要否の判断等がどれぐらいの業務量等になるかも不明ですが、過去のデータを精査、整理したいと考えています。 (過去の不要なデータは削除したいと	調整中	調整中 →7/28 本件についての回答は7/31(木)とさせていただきます。		ご認識の通り、現行システムに取り込まれたデータを新システムにて出力することは可能です。 また、移行対象外となるデータについてですが運用上必要となるデータは全て移行の対象となり、組合様にて一時的にデスクトップ上に配置したデータのみが移行の対象外となります。 ●備考欄に記載いただいた不要データ削除の件についてですが、上記に記載したサーバー端末デスクトップ上のデータ、※サーバー端末に保管された古いレセプトデータを確認していただくと幸いです。 ※古いレセプトデータの削除についてですが、レセプト情報管理システムの「確定処理」機能から実施可能です。 (システム上でレセプトデータの保管期間を設定し、確定処理を実行することで保管期間を過ぎたレセプトデータを端末上から削除可能です。具体的な操作方法につきましては、弊社サポートセンター(03-3222-5332)宛にご相談ください)	確認完了		厚生労働省第二共済組合
11	別紙2_及び別紙4	構成組合一覧「支部数」には、本部における支部機能分もカウントするのでしょうか。 ※修正のうえ提出した「165」は支部・所属所数であり、本部分は含めておりません。 ※別紙4_業務量一覧も同様	別紙234を受領	調整中 →7/28 法研 本部分を含めた数となります。本部使用端末数は1端末であるかご確認いただけますでしょうか。		(追加照会) 照会対象ファイルは「別紙2_構成組合一覧」です、改めてご確認願います。 「支部数」入力欄であり端末数の入力欄ではありません。 ※利用端末数は「別紙3_本部・支部等一覧」該当欄に入力されております。 (回答) ご指摘通り、端末数の考え方に関する質問と読み違えていました。修正いただいた資料を利用させていただきます。	確認完了		厚生労働省第二共済組合

